



## 非移民ビザ(E ビザ、L ビザ) 保持者の配偶者に関する法案の可決について

久しぶりの登場、弁護士鈴木です。今回は移民法に関して重要な法案が両院一致で可決され、ブッシュ大統領が署名、発効しました。E ビザ、L ビザ保持者の配偶者の方に大きく影響する改正ですから、ここで取り上げて、皆さんと情報をシェアしていきたいと思えます。

昨年の9月頃から、私は私の主催する「じんけんコム」www.jinken.com という移民法に関するウェブサイトや各紙などで、今回お話しする話題について取り上げていましたが、最近になり、法律として議会を通過したので内容が現実的になりました。

今回の改正案では E ビザと L ビザ保持者の配偶者に関するのみ改正案ですから他のビザに関する情報については、じんけんコムをご覧になるか、昨年出版された「これでアメリカの法と社会の実際がわかる」(日本評論社)をご覧ください。

2002年1月16日にブッシュ大統領が署名した法案(H.R.2277 H.R.2278)によると、基本的には、E ビザ(投資ビザ・通商ビザ)とLビザ(国際企業の転勤者用ビザ)で就労している方の配偶者が働くことを法律で定めることになりました。これは、近年の移民法関連の法案では、もっとも影響が大きい改正のひとつでしょう。現在までは、E ビザとLビザ保持者の配偶者は、学校に通うことはできても、アメリカ国内で仕事をして給与や賞与を受けることが法律で許されていませんでした。配偶者としてアメリカに渡米はしたいけれども、仕事もしたいと考えている方々にとっては、非常に不自由なビザだったわけです。

この法律ができた背景としては、E ビザやLビザを保持している外国人の方々でも、配偶者が共働きをしていたが、アメリカに来ると、共働きができなくなることがネックになり、別居をしなくては行けないとか、アメリカに来ることにより収入が減ってしまうなどの問題が各家庭で存在しました。

アメリカ政府はアメリカを含め世界的に共働きが増えていることを踏まえ、ダブルインカムを認めることでE ビザとLビザの就業者ばかりでなく、その家族にもアメリカに渡航しやすい条件を整えることが、アメリカの経済的利益につながると判断したのです。

現在法案が議会で可決され、大統領の署名を受けただけですので、細かな手続きについては、アメリカ移民局が施行するのを待たなければいけません。まもなくE ビザとLビザの配偶者も働ける環境が整うでしょう。現在の情報では、この夏程度をめどに、法制化されることを目標としているようです。

当事務所でも、移民関係の事務を多数扱っておりますが、いくつも E ビザやL ビザを持ち家族とともにアメリカに渡航してきた皆さんから相談を受けます。たとえば、「妻は、配偶者ビザでこちらに滞在し数年になるが、最近そろそろ働きはじめたいと言っている。配偶者ビザは、働きたくとも働けないビザで、社会参加の機会も狭められ、妻は最近息苦

しくなっているようだがいい方法はないでしょうか」という相談があります。そういう相談を受け、なにかいい解決策があればいいのですが、今までは法律上の制約があり、結果的に働けない状態が続いてしまうことが多かったように思います。

今回の新しい法案の通過により、EビザとLビザの就業者のご家庭にはいろいろな生活上の変化が出てくるとおもいますが、配偶者の仕事の可能性だけでなく、広く社会参加できる道をつくったものといえるのではないのでしょうか。また、移民局から実際にどのような法律が制定されるのかは今日現在では、不明ですから、機会を見つけてまた記事を書かせていただきたいと思います。それでは。